

事業者の皆さんへ①

広告表示にご注意！



企業パンフレットや社史、報道用プレス記事などは 景品表示法は関係ないですよね？

事例

当社は、電子部品の製造会社です。当社HP上で、「製品開発の歴史」と題するパンフレットを掲載し、当社の創業以来の製品開発の歴史や、歴代の販売製品などの紹介を行いたいと考えています。

このパンフレットの中で、当社の最新の開発実績として、現在販売中の半導体部品について、「当社は、業界最小クラスである半導体を開発した」という内容を掲載したいと考えています。

あくまで「製品開発の歴史」という社史に関するパンフレットですので、広告規制である景品表示法の規制は及ばないと考えてよいでしょうか？

問題となる場合があります。

景品表示法の表示行為とは、
景品表示法2条4項：事業者が、

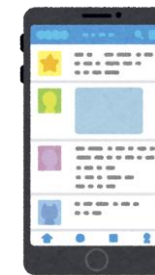
- 顧客を誘引するための手段として
- 自己の供給する
- 商品又は役務の取引に関する事項について行う
- 広告その他の表示であり、定義告示に列挙されたもの

※事実上、不当表示の3要件(景品表示法5条)を検討すれば足り、表示行為が独自に問題となる場面は限定的



事業者の皆さんへ②

広告表示にご注意！



販売を増やすため、より目立つ表現、より強い訴求で、「少しでも良く見せたい」「ちょっと盛ってみた。広告なのだから誇張はあって当たり前」ですよね？

事例

高級感を打ち出したカシミアブレンドコートを発売する予定です。原材料は、コストの関係でポリエステル95%、カシミア5%の混紡ですが、消費者にはカシミアの風合いを強く印象付けたいと考えています。

そこで、パッケージやタグの表面に、高級なカシミア山羊の大きな写真とともに「100% CASHMERE TOUCH」「カシミアの感動」等を大きく記載する予定です。

タグの裏面にある組成表示には「ポリエステル95%、カシミア5%」と正確な記載をしますので、問題ないですよ？

実際のものより著しく優良であると誤認させる表示は景品表示法に抵触するおそれがあります。

<優良誤認表示> 商品の内容について、一般消費者に、実際のものよりも著しく優良であると誤認される表示(景品表示法5条1号)

①優良と示す表示内容と、実際の商品の内容との間に違いがあること

②その違いが、社会一般に許容される程度を超えて一般消費者による商品の選択に影響を与えること



事業者の皆さんへ③

広告表示にご注意！

お代わり
無料

ただし、・・・・・・
1杯まで

半額

ただし、・・・・・・
詳しくは公式HPで

強調表示に対して、条件や打消し表示は十分でしょうか？

事例

当社は定食屋を運営する事業者です。当社が提供のご飯についてお代わり無料のサービスを行っており、当社のWEB広告においても、お代わり無料サービスについて掲載する予定です。このサービスには、「お代わり無料は1杯まで」「ご飯のうち白米のみ対象」「一部店舗は対象外」などの限定があるのですが、広告の見栄えが悪くなるため、WEB広告にはこれらの注釈については細かく記載したくないと考えています。

対応策として、「詳しくは公式HPでご確認ください」として具体的な注釈を記載した自社ページへ誘導をすることで、打消し表示として足りるでしょうか？



限定条件がある場合は消費者が認識できる表示を心がけましょう。

表示方法：一般消費者が打消し表示を認識できるか
表示内容：一般消費者が打消し表示を理解できるか
強調表示と矛盾しないといえるか、以下一度確認しましょう！

<注意点>

- ・打消し表示の文字の大きさ
- ・強調表示の文字の大きさとのバランス
- ・打消し表示の配置箇所
- ・Webの場合、強調表示と打消し表示が1スクロール以上離れているか
- ・動画の場合、打消し表示の表示時間、同一画面性、音声の有無

事業者の皆さんへ④

広告表示にご注意！



『第三者の本音だと思ったら誰でも信じてしまう』のが人間です。
自作自演のユーザーボイスやアフィリエイト投稿依頼はやめましょう！

事例

口コミ件数を増やすため、当社が販売する美容液の購入の有無にかかわらず、当社ウェブサイト上のアンケート回答者全員に美容液をプレゼントし、プレゼントの際に、当社の商品レビューページへの口コミ投稿を依頼するメッセージを同封することを検討しています。

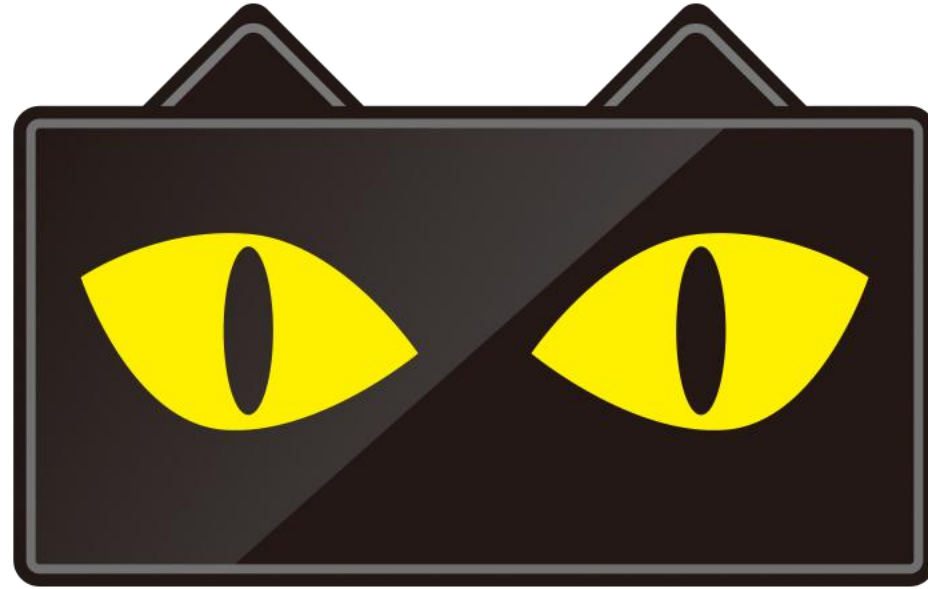
口コミの内容は具体的に指示せず、投稿者の自由に委ねることにすれば、ステマには当たらないですね？

ステマとは・・・

- ・店舗が自作自演で口コミサイトに高評価レビューを書く
 - ・インフルエンサーが報酬を受け取っているのに、それを隠して紹介する
 - ・企業がインフルエンサーや芸能人に報酬を支払って、宣伝を依頼し、その事実を隠すこと
- このような行為は、景品表示法に抵触するおそれがあります。



適正な表示は、消費者からの信頼につながります



東京デジタルCATS

CLEAN ADVERTISING TEAM OF SPECIALISTS